（別記様式第１号）

計画作成年度	令和２年度
計画主体	瀬戸内町

瀬戸内町鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担 当 部 署 名：瀬戸内町農林課
所　　在　　地：鹿児島県大島郡瀬戸内町
古仁屋船津２３番地
電　話　番　号：0997-72-1174
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号：0997-73-1019
メールアドレス：nousei@town.setouchi.lg.jp

（注）１　共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
２　被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・カラス・アマミノクロウサギ
計画期間	令和３年度～令和５年度
対象地域	瀬戸内町全域

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和元年度）　（単位:千円/ha）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品　目	被害数値	
イノシシ	果樹類（たんかん）	１，１７９千円	１．２　ha
	飼料作物（ローズグラス等）	１，４３３千円	１．５　ha
	野菜類（かぼちゃ）	３６千円	０．０５ha
	工芸作物（さとうきび）	１，８４３千円	２．７６ha
		計４，４９０千円	５．５１ha
カラス	果樹類（たんかん）	１，７６９千円	１．８０ha
		計１，７６９千円	１．８０ha
アマミノクロウサギ	果樹類（たんかん）	１０千円	０．０１ha
		計　１０千円	０．０１ha
合　計		６，２６９千円	７．３２ha

（２）被害の傾向

町の主な農畜産物は，たんかんなどの果樹類及びさとうきびで農業産出額は４７９百万円となっている。これまで，鳥獣被害防止対策として有害鳥獣捕獲や侵入防止柵を設置している。侵入防止柵を未整備の農地や管理が不十分な農地等では被害が発生している。

○イノシシ

本島地区においては野菜類（イモ類，かぼちゃ），果樹類（たんかん，津之輝）やサトウキビの被害が多く，果樹類については幼木樹への掘り起こし等の被害が多発しており発育不良を起こす要因となっている。

加計呂麻地区においては，サトウキビや野菜類・飼料作物を中心に被害が多い。

請島，与路島地区においても飼料作物を中心に被害が発生している。

被害の発生時期は，植付後から収穫機にかけての掘り起こし，食害等の被害を中心に植付準備期の被害が発生している。

また，近年，集落内の農地や民家付近まで徘徊・加害するイノシシも多く見られ，農家の生産意欲の低下とともに，高齢者の不安感に繋がっている。

○カラス

町内全域で果樹類の被害が発生している。

特に果樹類の生産と養殖業が盛んな集落では大きな被害となっている。ポンカンについては着色期である11月下旬から，たんかんについては12月中旬から収穫後期の3月中旬まで被害が発生している。

○アマミノクロウサギ

町内の山間部で栽培されているカンキツ園において成木・幼木共に幹が食害され生育不良や品質不良を引き起こす要因となっている。

（３）被害の軽減目標　　（単位:千円/ha）

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和５年度）	軽減率(%)
イノシシ	４，４９０千円 ５．５１ha	３，１４３千円 ３．８５ha	３０％ ３０％
カラス	１，７６９千円 １．８０ha	１，２３８千円 １．２６ha	３０％ ３０％
アマミノクロウサギ	９千円 ０．０１ha	６千円 ０．００７ha	３３％ ３０％
合　計	６，２６９千円 ７．３２ha	４，３８８千円 ５．１２ha	３０％ ３０％

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・病害鳥獣捕獲奨励金よる助成 ・緊急捕獲活動支援事業による助成 ・捕獲機材の整備 【国庫事業実績】 H29年度　カラス用わな　１基	・猟友会等の更なる確保と鳥獣被害対策実施隊の強化。 ・行政範囲が広く，集落数も多いため捕獲機材（箱罠等）の不足。 ・箱罠による捕獲については，設置の捕獲技術に個人差がある。このため，捕獲技術の向上が急務
防護柵の設置等に関する取組	・個々の農家による簡易な侵入防止柵，防鳥ネットの設置。 ・県補助事業による侵入防止柵の整備 Ｈ29年度（7地区　金網柵6,300ｍ） Ｈ30年度（7地区　金網柵7,600ｍ） ・侵入防止柵設置・施工指導研修会の実施。 ・放任果樹の伐採。	・行政範囲が広く集落数も多いため，侵入防止柵の整備が不足。 ・個々で設置しているトタン等の侵入防止柵は侵入防止の効果が低いことから，鳥獣被害対策実施隊による地域住民に効果的な柵設置の周知・啓発活動の実施が必要。

（５）今後の取組方針

瀬戸内町有害鳥獣対策協議会において本町の被害防止対策を協議し，関係機関と連携を図りながら総合的な被害防止対策に取り組む。

また，鳥獣被害対策実施隊による集落巡回等により実働的な被害防除の啓発活動を実施する。

今後の計画

① 計画的な侵入防止柵の整備
② 箱罠等の捕獲機材やＩＣＴ機材の整備
③ 農家等の狩猟免許取得の推進及び捕獲従事者の捕獲技術向上対策
④ 鳥獣被害対策の普及啓発を図るため集落住民を対象とした研修会等の実施
⑤ 鳥獣被害対策実施隊が主体となった鳥獣を寄せ付けない環境づくりの推進

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

捕獲は９２人の猟友会員で実施しており，内第一種猟銃免許所持者は３８人で１～５班の班編成で活動している。 実施隊の構成員２９人のうち狩猟免許所持者は１２人であり一斉捕獲・追い払い活動等の緊急を要する場合に出動している。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和３年度	イノシシ カラス	瀬戸内町有害鳥獣対策協議会が中心となり，集落住民や農家を対象とした研修会を開催するほか，狩猟免許の取得を推進し，捕獲従事者の確保を図る。 ① 病害鳥獣捕獲奨励金（７５０千円） ② 鳥獣被害対策実践事業（緊急捕獲活動支援事業）を活用した捕獲の強化 ③ ＩＣＴ捕獲機材の導入
令和４年度	イノシシ カラス	瀬戸内町有害鳥獣対策協議会が中心となり，集落住民や農家を対象とした研修会を開催するほか，狩猟免許の取得を推進し，捕獲従事者の確保を図る。 ① 病害鳥獣捕獲奨励金（７５０千円） ②鳥獣被害対策実践事業（緊急捕獲活動支援事業）を活用した捕獲の強化 ③ＩＣＴ捕獲機材の導入
令和５年度	イノシシ カラス	瀬戸内町有害鳥獣対策協議会が中心となり，集落住民や農家を対象とした研修会を開催するほか，狩猟免許の取得を推進し，捕獲従事者の確保を図る。 ① 病害鳥獣捕獲奨励金（７５０千円） ②鳥獣被害対策実践事業（緊急捕獲活動支援事業）を活用した捕獲の強化 ③ＩＣＴ捕獲機材の導入

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシについては町内全域で年間を通して銃器，罠による捕獲を実施する。捕獲数は平成29年度262頭，平成30年度141頭，令和元年度321頭であった。 被害状況は増加傾向にあり有害捕獲期間の延長を行うことから年間650頭を捕獲計画とする。 カラスについては，町内全域において銃器，捕獲罠を用いて年間を通して捕獲を実施する。捕獲数は平成29年度112羽，平成30年度95羽，令和元年度94羽であった。捕獲実績は年100羽前後であるが，被害防除の観点から500羽とした。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
イノシシ	６５０	６５０	６５０
カラス	５００	５００	５００

捕獲等の取組内容
銃器，捕獲罠等を活用し町内全域で年間を通した捕獲を行う。また，緊急を要する場合は瀬戸内町鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

（注）　鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容（県補助事業）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
イノシシ	金網柵 １０，０００ｍ	金網柵 ８，０００ｍ	金網柵 ６，０００ｍ
アマミノクロウサギ	金網柵 ３００ｍ	金網柵 ３００ｍ	金網柵 ３００ｍ

（２）その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和３年度	イノシシ カラス アマミノクロウサギ	・協議会及び実施隊が中心となって町広報誌や集落座談会等を活用して鳥獣被害防止対策を周知する。 ・管理組合ごとによる金網柵等の設置と自主管理を促進し，金網柵の整備済み地区には適正な維持管理を指導する。 ・カラスについては，農家個々でテグスや防鳥ネットによる被害防止を推進し，果樹生産が盛んな集落（嘉鉄，久根津，篠川，阿鉄，勝浦，阿木名）についてはカラス捕獲罠を活用した捕獲を実施する。
令和４年度	イノシシ カラス アマミノクロウサギ	・協議会及び実施隊が中心となって町広報誌や集落座談会等を活用して鳥獣被害防止対策を周知する。 ・管理組合ごとによる金網柵等の設置と自主管理を促進し，金網柵の整備済み地区には適正な維持管理を指導する。 ・カラスについては，農家個々でテグスや防鳥ネットによる被害防止を推進し，果樹生産が盛んな集落（嘉鉄，久根津，篠川，阿鉄，勝浦，阿木名）についてはカラス捕獲罠を活用した捕獲を実施する。
令和５年度	イノシシ カラス	・協議会及び実施隊が中心となって町広報誌や集落座談会等を活用して鳥獣被害防止対策を周知する。

	アマミノクロウサギ	・管理組合ごとによる金網柵等の設置と自主管理を促進し，金網柵の整備済み地区には適正な維持管理を指導する。 ・カラスについては，農家個々でテグスや防鳥ネットによる被害防止を推進し，果樹生産が盛んな集落（嘉鉄，久根津，篠川，阿鉄，勝浦，阿木名）についてはカラス捕獲罠を活用した捕獲を実施する。

５．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
瀬戸内町農林課	・捕獲等被害対策の指示（許可）及び実施 ・関係機関の連絡調整 ・町民に対する周知
大島支庁	・関係法令及び被害防止対策の指導及び助言
瀬戸内警察署	・銃器使用の捕獲時の指導及び助言 ・町民からの被害発生及び加害鳥獣の出没情報の問い合わせ内容の町への情報提供
瀬戸内町鳥獣被害対策実施隊	・有害鳥獣の捕獲 ・被害発生や出没情報等の情報提供
瀬戸内町猟友会	・有害鳥獣の捕獲 ・被害発生や出没情報等の情報提供

（２）緊急時の連絡体制

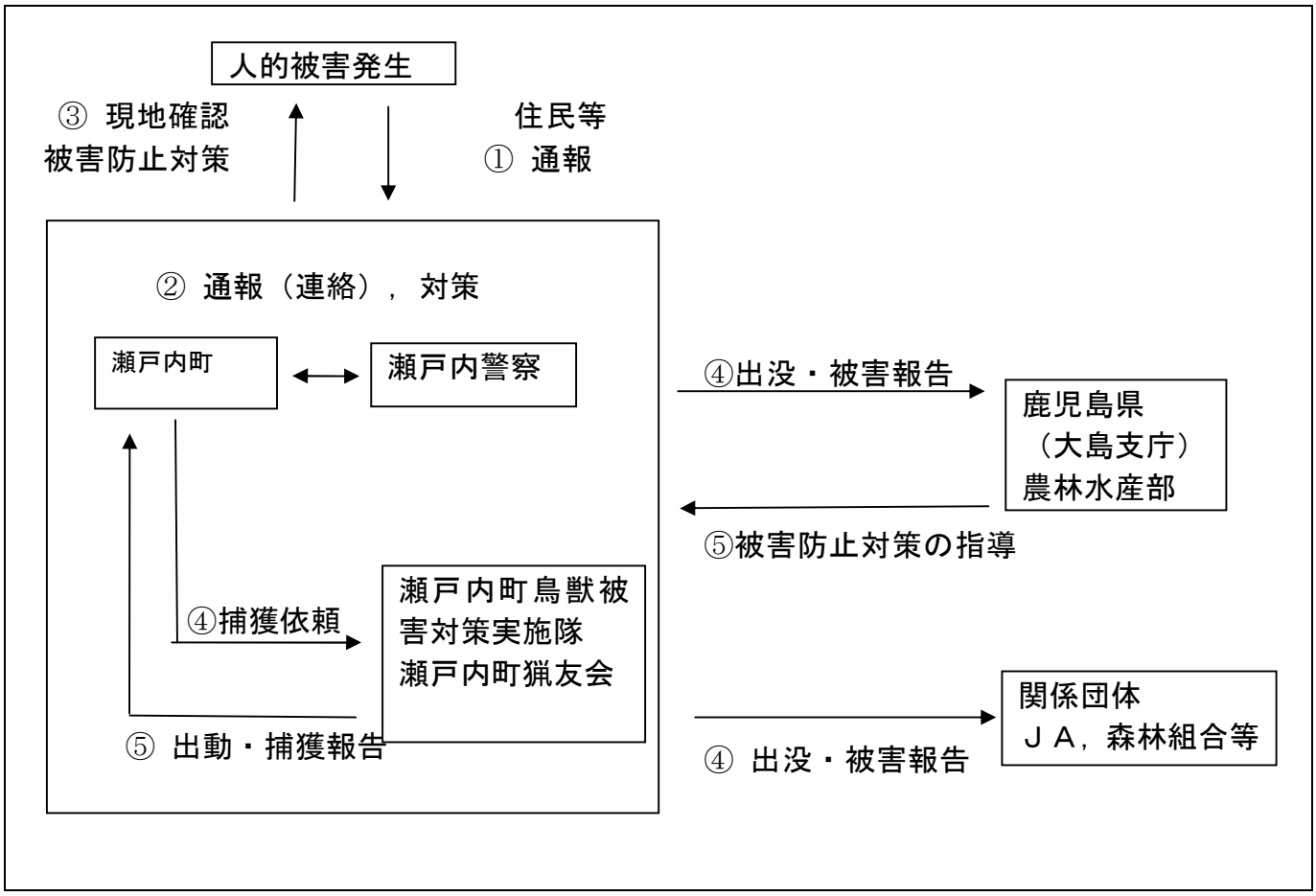

６．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲したカラスの処理については，捕獲後速やかに埋設処分を行い，イノシシについては，食用としての活用及び埋設処分を行う。

７．捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

・食肉加工施設において解体し，利活用する。

８．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	瀬戸内町有害鳥獣対策協議会

構成機関の名称	役割
瀬戸内町農林課	事務局を担当し，協議会に関する連絡調整を行う。 また，被害対策に対する技術指導を行う。
大島支庁農政普及課瀬戸内駐在	鳥獣関連情報の提供と鳥獣捕獲に関する技術指導を行う。
大島支庁林務水産課瀬戸内駐在	鳥獣関連情報の提供と鳥獣捕獲に関する技術指導を行う。
瀬戸内町猟友会	鳥獣関連情報の提供と鳥獣捕獲の実施を行う。
あまみ農業協同組合瀬戸内支所	対象鳥獣を巡回し，営農及び鳥獣被害に関する情報提供や技術指導を行う。
瀬戸内町認定農業者連絡協議会	農地における被害状況や農家間の連絡調整を図り，関係機関への情報提供を行う。

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大島支庁農政普及課	野生鳥獣関連情報の提供並び被害防止技術の情報提供その他必要な連携を図る。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日：平成24年3月30日（民間隊員設置：平成25年3月27日） 構成：瀬戸内町農林課関係職員20名（うち狩猟免許保持者３人） 民間隊員９人（猟友会） 活動内容：研修会の開催や被害発生個所の調査，見回り等の対策，研修会の開催や被害発生箇所の調査や見回り，一斉捕獲・追い払い活動等の活動。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

瀬戸内町有害鳥獣対策協議会が中心となって，集落ぐるみで野生鳥獣を近づけない取組を普及啓発する。また，管理組合ごとに侵入防止柵の維持管理をする等，集落住民が主体となった鳥獣被害対策に取り組むほか，捕獲の担い手を育成するための技術研修等の支援を行い，体制の整備を図る。

９．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

瀬戸内町有害鳥獣対策協議会が中心となって関係機関との連携を図り，共同で講演会情報交換会，現地研修会を開催する。

〇被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成２０年度（１期）	平成２１年　４月　９日
平成２４年度（２期）	平成２４年　３月３１日
平成２４年度（２期変更）	平成２５年　３月２２日
平成２６年度（３期）	平成２６年１１月　２日
平成２６年度（３期変更）	平成２８年１１月　１日
平成２９年度（４期）	平成３０年　３月　７日
令和２年度（５期）	令和　３　年　３月３１日